

## 九戸村における財政健全化指標の公表について

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度、前年度の決算に基づく数値を公表することと規定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）と資金不足比率について、前年度である平成19年度決算に基づく九戸村の比率を次のとおり公表いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの (単位：%)				
比率の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
九戸村の数値	-	-	20.0	108.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

(注) 上の表中、「-」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表示しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの (単位：%)	
比率の名称	資金不足比率
九戸村水道事業会計の数値	-
九戸村農業集落排水事業特別会計の数値	-
九戸村下水道事業特別会計の数値	-
九戸村索道事業特別会計の数値	-
経営健全化基準	20.0

(注) 上の表中、「-」は資金不足額がないことを表示しています。

### 【解説】

「早期健全化基準、財政再生基準と経営健全化基準」

上記の表に示す数値が、それぞれの表の中に示された基準以上となった場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられることになっています。

財政の早期健全化	財政の再生	公営企業の経営の健全化
自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画策定（議会の議決） ・外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し、公表等を実施	国等の関与による確実な財政の再生 ・財政再生計画策定（議会の議決） ・外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画に係る国の同意手続 ・地方債の制限 ・再生振替特例債等	・経営健全化計画策定（議会の議決）